

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成24年5月7日（月曜日）

議 事 日 程

平成24年5月7日（月） 午後1時30分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第14号工事請負契約の締結についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第2まで

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	平	野	真	理	子	2番	寺	坂	寛	夫
3番	木	村	和	久		4番	砂	田	典	男
5番	田	村	繁	巳		6番	中	西	照	典
7番	岡	嶋	正	広		8番	森	山	大	四郎
9番	岡	本	和	廣		10番	西	川	憲	雄
11番	船	木	祥	一		12番	津	村	忠	彦
13番	吉	田	博	幸		14番	上	紙	光	春
15番	寺	垣	健	二		16番	上	杉	栄	一
17番	上	田	孝	春		18番	角	谷	敏	男

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	竹 内 功
副 管 理 者	岩 美 町 長	榎 本 武 利
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	小 林 昌 司
副 管 理 者	八 頭 町 長	平 木 誠

副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	深 澤 義 彦
事 務 局 長		加 藤 勝 茂
消 防 局 長		大 田 康 範
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	玉 谷 隆 明

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 中 村 英 夫 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 勝 井 節 朗 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 蜂 谷 知 哉 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 近 藤 靖 子 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 増 田 和 人 |

~~~~~

午後 1 時 30 分 開会

○中西照典議長 ただいまから、平成24年第 1 回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から提出された例月出納検査報告書はお手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会期の決定

○中西照典議長 日程第 1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日 1 日に決定しました。

日程第 2 議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第 14 号工事請負契約の締結についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

○中西照典議長 日程第 2、議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第 14 号工事請負契約の締結についてまで以上 5 案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 本組合議会臨時会に提案しました議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊かつ重要な課題であります新たな可燃物処理施設の取り組みに関して、現況を御報告申し上げます。

環境影響評価につきましては、現在、準備書の縦覧を平成 24 年 4 月 13 日から 5 月 14 日まで行っており、その後、所定の手続きを行い、順調に行けば本年末あるいは年明けごろには評価書として取りまとめができるものと考えているところです。

また、可燃物処理施設建設差止請求の訴訟については、本年 4 月 13 日に第 3 回口頭弁論が開かれたところであり、今後も本組合の考えを明らかにしていきたいと考えています。

地権者集落の皆様とは今後も話し合いを進め、一層の信頼関係を築き、1 日も早い施設建設の同意をいただけるよう全力を尽くす所存であります。

引き続き、本事業の推進に対し、議員各位のなお一層の御支援、御協力をよろしくお願いします。

それでは、提案いたしました議案第 10 号から議案 14 号について説明いたします。

議案第 10 号は、鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する案件ですが、消防職員の定員について平成 23 年度からの大量退職に伴う消防力低下に対応するため、平成 20 年度から消防職員を前倒し採用するための特例措置として職員定数を改正し実施してまいりました。このたび、引き続き前倒し採用を実施するとともに、大規模災害等への対応等時流を踏まえた消防体制の充実強化を図るため、職員定数を改正しようとするものです。

議案第 11 号から議案第 13 号の 3 議案は、いずれも財産の取得に関する案件であります。

議案第 11 号は、平成 5 年度に鳥取消防署、平成 6 年度に国府分遣所へ配備しております消防ポンプ自動車 2 台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結について必要な議決を得ようとするものです。

議案第 12 号は、平成 13 年度と平成 14 年度に鳥取消防署へ配備しております救急自動車 2 台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、鳥取日産自動車販売株式会社鳥取営業所が落札したので、購入契約の締結について必要な議決を得ようとするものです。

議案第 13 号は、救急自動車 2 台の更新に伴い、積載される救急資機材 2 式を新規に取得するため、指名競争入札を実施したところ、小西医療器株式会社鳥取営業所が落札したので、購入契約の締結に必要な議決を得ようとするものです。

議案第 14 号は、消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事を施工するため、一般競争入札を実施したところ、富士通株式会社中国支社が落札したので、工事請負契約の締結に必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中西照典議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第 14 号工事請負契約の締結についてまで、以上、5 案は審査のため、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後 1 時 37 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○中西照典議長 ただいまから、会議を再開します。

議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第 14 号工事請負契約の締結についてまで以上、5 案を一括して議題とします。

議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてから議案第 14 号工事請負契約の締結についてまで以上、5 案について、委員会審査報告書が議長に提出されております。

総務消防委員長の報告を求めます。

14 番、上紙光春議員。

〔14 番 上紙光春議員 登壇〕

○14 番 上紙光春議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について、議案第 11 号財産の取得について、議案第 12 号財産の取得について、議案第 13 号財産の取得について、議案第 14 号工事請負契約の締結について、以上 5 案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○中西照典議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

まず、議案第 10 号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてを起立により採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○中西照典議長 起立全員であります。

したがって、本案は 原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○中西照典議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○中西照典議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○中西照典議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○中西照典議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これで、平成24年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午後3時00分 閉会